

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【公表番号】特表2013-539722(P2013-539722A)

【公表日】平成25年10月28日(2013.10.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-059

【出願番号】特願2013-533055(P2013-533055)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/21 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

B 4 1 J 2/165 (2006.01)

B 4 1 J 2/175 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 3/04 1 0 1 A

B 4 1 J 3/04 1 0 1 Z

B 4 1 J 3/04 1 0 2 H

B 4 1 J 3/04 1 0 2 N

B 4 1 J 3/04 1 0 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それが印刷媒体の進行方向に交差して延び、前記印刷媒体の進行方向に沿って離間した複数の印刷ヘッドカートリッジであって、各々が個別のインクジェット印刷ヘッドを有する印刷ヘッドカートリッジと、

前記複数の印刷ヘッドカートリッジを支持するための印刷ヘッドシャーシと；

前記印刷ヘッドを、印刷位置、移行位置、および保守位置間で昇降させるリフト機構と；

その上に装填した対応する複数の保守クレードルを有するシャーシサブフレームを支持する保守シャーシであって、各保守クレードルが各々の印刷ヘッドを保守し、前記シャーシサブフレームが前記保守シャーシに対して摺動可能である保守シャーシと；

前記保守シャーシを、前記保守クレードルが前記印刷ヘッドカートリッジから横方向に移動した格納位置と、各保守クレードルが各々の印刷ヘッドカートリッジの反対側にある操作可能位置との間で、横方向に摺動させる後退機構と；

前記シャーシサブフレームを前記保守シャーシに対して摺動可能に移動させるサブフレーム移動機構と；

その上を前記印刷媒体を支持し伝搬させるプラテンと；
を具え、

前記操作位置に置いて、前記サブフレーム移動機構が、前記シャーシサブフレームを前記保守シャーシに対して摺動させ、各キャパー又は各ワイパーを各々の印刷ヘッドに整列させる、ことを特徴とするインクジェット印刷システム。

【請求項2】

請求項1に記載のインクジェット印刷システムにおいて、前記印刷ヘッドシャーシは、その各隅部にピンブッシュを含むことを特徴とするインクジェット印刷システム。

【請求項3】

請求項2に記載のインクジェット印刷システムにおいて、前記保守シャーシは、その各隅部から突出した位置決めピンを含み、各位置決めピンは、前記印刷ヘッドシャーシのピンプッシュに受け入れられるように構成されることを特徴とするインクジェット印刷システム。

【請求項4】

請求項3に記載のインクジェット印刷システムにおいて、前記印刷ヘッドシャーシの前記ピンプッシュの1つは、前記保守シャーシの位置決めピンを受け入れる円錐形の窪みを画定することを特徴とするインクジェット印刷システム。

【請求項5】

請求項4に記載のインクジェット印刷システムにおいて、前記円錐形の窪みにより、前記位置決めピンの前記ピンプッシュ内での水平面内の移動に対する自由度が全くなくなることを特徴とするインクジェット印刷システム。

【請求項6】

請求項3に記載のインクジェット印刷システムにおいて、前記印刷ヘッドシャーシの前記ピンプッシュの1つは、前記保守シャーシの位置決めピンを受け入れる楕円錐形の窪みを画定することを特徴とするインクジェット印刷システム。

【請求項7】

請求項6に記載のインクジェット印刷システムにおいて、前記楕円錐形の窪みにより、前記位置決めピンの前記ピンプッシュ内での水平面内の移動に対して1自由度が付与されることを特徴とするインクジェット印刷システム。

【請求項8】

前記印刷ヘッドシャーシを前記印刷システムの本体に取り付けるためのはさみ状ガイドと、

前記はさみ状ガイドと機械的に係合する持ち上げ機構と、
をさらに含む請求項1に記載のインクジェット印刷システムにおいて、

前記はさみ状ガイドおよび持ち上げ機構は、前記印刷ヘッドシャーシに、前記印刷位置、保守位置、および移行位置間で直線移動をさせることを特徴とするインクジェット印刷システム。